

《狭あい道路拡幅整備助成金事前相談票》

※太枠内に記入してください。

※裏面に記載してある書類を添付して提出してください。

※受付後、約2～3週間以内に連絡者あて、口頭でのみ回答致します。(書面での回答はしません)

※相談内容については第三者(検査機関含む)には回答致しません。

申請者	氏名	
	住所	
土地所有者	氏名	
	住所	
	連絡先	
連絡者 代理者	氏名	
	住所	
	連絡先	
相談地番	川口市	
相談内容	<input type="checkbox"/> 寄付に係る分筆登記 <input type="checkbox"/> 支障物撤去 <input type="checkbox"/> 道路拡幅協力 <input type="checkbox"/> 隅切り設置協力 <input type="checkbox"/> その他 ()	
地目について	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/> その他 ()	
抵当権について	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (ありの場合 令和 年 月 日までに解除します。)	
建築物について	<input type="checkbox"/> 建築予定あり (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 建築予定なし <input type="checkbox"/> 建築済	
道路維持課への相談	<input type="checkbox"/> 道路維持課に相談済みである (道路調査願 : <input type="checkbox"/> 回答待ち <input type="checkbox"/> 回答済み) <input type="checkbox"/> 道路維持課に今後相談予定である	
受付日 :	年 月 日	受付No. 号 応対 : 担当 :

相 談 票 添 付 資 料

1 案 内 図

2 公 図 (6ヶ月以内)

※コピー可。後退用地を明確に図示してください。

※寄付のみ（助成金なし）で分筆済の場合は分筆完了後のもの。

3 (土地)登記事項証明書 (6ヶ月以内)

※要約書不可。全部事項証明書を添付のこと。コピー可。

※寄付のみ（助成金なし）で分筆済の場合は後退用地部分を添付のこと。

4 後退用地部分の状況がわかる写真

5 その他 資料等

-----既に分筆済みで分筆登記の助成を受けない場合-----

6 分筆登記に使用した地積測量図